

3年保存

基安発第0329001号  
平成19年3月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
(公印省略)

働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業実施細目の変更について

標記について、地域産業保健センター事業の公募制移行に伴い、別添のとおり変更したので、了知の上、地域産業保健センターへ通知するとともに、当該事業の円滑な実施について必要な支援を行われたい。

なお、本通達をもって、平成17年9月29日付け基安発第0929001号「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業実施細目について」は廃止する。

# 働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業 実施細目

## 1 趣旨

労働者のメンタルヘルス不調を早期に発見し、深刻な事態に至ることを防ぐためには、労働者本人の気づきだけでなく、周囲の者、中でも家族の気づきを端緒として必要な介入をしていくことが効果的であると考えられることから、家族からの支援を含めてメンタルヘルス対策を進めるため、地域産業保健センター（以下「センター」という。）において、メンタルヘルスに関する専門的知識をもった医師、地域で活動を行っている保健所等の協力を得て、

- 1) 労働者及びその家族を対象としたメンタルヘルスに関するセミナー
- 2) メンタルヘルス不調の労働者やその家族等を対象とした個別相談会

を開催することにより、メンタルヘルスに関する基礎的知識やメンタルヘルス不調への適切な対応についての知識を普及し、メンタルヘルス不調の予防を図るとともに、メンタルヘルス不調となった労働者の早期発見、早期治療を促進することとする。

## 2 実施主体

本事業は、産業保健に精通する団体に委託して実施するセンター事業の一環として実施する。

本事業を実施する団体は、都道府県労働局労働衛生主務課、所轄労働基準監督署、都道府県精神保健担当部局、保健所等との連携を図りながら事業を実施するものとする。

なお、地域保健との連携にあたっては、平成17年3月にとりまとめられた「地域・職域連携推進事業ガイドライン」を踏まえ、地方公共団体を中心に設置が進められる「地域・職域連携推進協議会」を活用し、必要な情報の交換等、地域保健と連携を図ることとする。

## 3 事業対象

主に労働者50人未満の小規模事業場の労働者及びその家族等を対象とすることとする。

なお、対象は本事業を実施するセンターの対象地域の労働者及びその家族に限らないものとする。

## 4 事業内容

### (1) 労働者とその家族を対象としたメンタルヘルスケア支援セミナーの実施

公民館等の地域の施設において、精神科医、保健師等を講師とするメンタルヘルスケアをテーマとしたセミナー（以下「セミナー」という。）を実施し、労働者及びそ

の家族に対して心の健康問題についての基礎的知識を付与するとともに、メンタルヘルス不調の症状、事例、対処方法等について紹介する。

(2) メンタルヘルス不調の労働者やその家族を対象とした個別相談会の実施

セミナーと併せて精神科医、保健師等による個別相談会を実施し、セミナー参加者の中で希望する者に対し、相談に応じるとともに、必要に応じ、適切な専門医などの専門機関の紹介を行う。

(3) センターにおける相談体制の整備

センターにおいて（上記セミナーを実施するセンターに限る）、労働者及びその家族からのメンタルヘルスに関する相談を随時受け付けることとする。

なお、これらの体制の整備にあって、地方公共団体等が実施しているメンタルヘルスに関する相談窓口等と調整を図る。

## 5 周知広報

働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業の広報については、センター、都道府県労働局及び労働基準監督署はもとより保健所や都道府県、市町村等の協力も得ながら、事業者を通じた広報のみならず、地域住民を対象とした広報を積極的に行うものとする。